

新型コロナウイルス感染拡大防止措置対策助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）が会員事業者（以下「事業者」という。）の、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図るため、感染拡大防止用物品等の購入及び対策関連費用の一部を助成することによりライフラインである円滑な物流の確保に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象物品等)

第3条 助成対象物品等は、千ト協が選定した感染防止に資する下記の物品、検査費用で、千葉県内の営業所が導入し、令和3年4月1日から令和4年1月末日までに購入・支払をしたものとする。

助成対象	具体的物品
感染拡大防止対策物品の購入	・マスク ・除菌剤、除菌液(アルコール・次亜塩素酸水等) ・感染防止用ゴーグル ・感染防止用フェイスシールド ・防護服 ・飛沫防止シート ・アクリル板 ・使い捨て手袋 ・携帯型アルコールチェッカー ・体温計 ・二酸化炭素濃度計 ・空気清浄機
感染拡大防止対策費用	・PCR検査費用 ・抗原検査費用

(助成金額等)

第4条 助成金額は一事業者当り助成対象物品等の支払額（千円未満切り捨て、消費税を除く）の範囲内で上限40,000円までとし、全てを取り纏めて当該年度内1回のみ申請できるものとする。

(助成交付申請)

第5条 助成を受けようとする事業者は、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止措置対策助成金交付申請書」により、令和4年2月4日午後5時までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和4年2月4日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第6条 千ト協は、助成申請があった場合は、その内容を審査し妥当と認められる場合に助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第7条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(使用制限)

第8条 事業者は助成対象物品等を、該当事業者の従業員の感染防止対策として使用するものとし、転売、譲渡、交換、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、令和2年5月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

【別表】申請受付日別助成金交付日

申請受付日	交付日
6月～7月	当該年度 9月末
8月～10月	当該年度 12月末
11月～12月	当該年度 2月末
1月～2月	当該年度 3月末